



コンプライアンス マニュアル

2025年10月版

三菱HCキャピタルグループで働く皆さんへ	2
コンプライアンス・マニュアルについて	3
はじめに コンプライアンス・マニュアルの構成 コンプライアンス・マニュアルの使い方	
コンプライアンス体制図	4
三菱HCキャピタルグループ 倫理綱領・行動規範	5
はじめに 1. 信頼の確立 2. お客さま本位の徹底 3. 法令等の厳格な遵守 4. 人権および環境の尊重 5. 反社会的勢力の排除／マナー・ローンダリングの防止	
会社を守り、あなたを守る5つのポイント ～迷った時のアドバイス～	9
Point1 自問自答してみよう Point2 言い訳していないか？ Point3 「みんなで渡れば……」が一番コワイ Point4 真実を話す勇気を持とう Point5 会社のために……	
内部通報制度（コンプライアンス相談室、ハラスメント相談オフィス）	12
コンプライアンス相談室（コンプライアンス・ホットライン） ハラスメント相談オフィス（ハラスメント・ヘルプライン） コンプライアンス・ホットライン4つの窓口 ハラスメント・ヘルプライン2つの窓口	
コンプライアンス・マニュアル	14
I お客さまの信頼に応えるために	15
1. 守秘義務（お客さま情報・内部情報） 2. 説明義務（適合性の原則） 3. 誠実な態度 4. 公平で公正な取引 5. 過剰な接待・贈答の禁止	
II 株主・投資家の信頼に応えるために	17
1. 適切な情報開示（ディスクロージャー） 2. 適正な会計処理・報告 3. 内部監査の重視・協力 4. 利益供与の禁止	
III 社員の信頼に応えるために	19
1. 人権の尊重・差別の禁止 2. ハラスメントの排除 3. プライバシーの保護 4. 内部ルールの遵守 5. 利益相反行為等の禁止・情実取引の排除 6. 情報管理の徹底 7. 労働安全衛生の確保	
IV 社会の信頼に応えるために	23
1. インサイダー取引規制の遵守 2. 反社会的勢力の排除 3. 個人情報の保護 4. 貸金業法・割賦販売法の遵守 5. 金融商品取引法の遵守 6. 犯罪収益移転防止法の遵守 7. 関連法令の遵守 8. 環境への配慮	

三菱HCキャピタルグループで働く皆さんへ



コンプライアンスは経営の最重要課題のひとつです。

私たち三菱HCキャピタルグループは、アセットの潜在力を最大限に引き出し、社会価値を創出することで、持続可能で豊かな未来に貢献することを「経営理念」としております。

企業は、高い公共性と社会的責任を有しており、三菱HCキャピタルグループも積極的にその責務を果たしていく義務を負っています。私たちは、まずその存立の礎として、お客様や社会から寄せられる信頼や信用がかけがえのない財産であることを改めて認識し、更に高い使命感・倫理観に立脚した企業活動を実践していかなければなりません。

このような見地から、グループ社員が共有すべき基本的な価値観や倫理観を定め、行動指針としているのが「倫理綱領」の5項目です。

すなわち、「信頼の確立」、「お客さま本位の徹底」、「法令等の厳格な遵守」、「人権および環境の尊重」そして「反社会的勢力の排除／マネーロンダリングの防止」です。これらはグループ各社の業務に従事する全員が遵守しなければならないものです。

コンプライアンス・マニュアルは、この「倫理綱領」をより具体的にかつ分かりやすく解説したものです。是非一読して、グループ社員が共有すべき価値観・倫理観を再確認してください。

皆さんが日々の行動においてコンプライアンスの観点から迷うことが出てきた際には、都度、本マニュアルを紐解き活用していただきたいと思います。三菱HCキャピタルグループのコンプライアンス意識をより一層高め、「社会に信頼され、リスペクトされる会社」をぜひ一緒に作り上げていきましょう。

2023年7月

代表取締役 社長執行役員

久井 大樹

コンプライアンス・マニュアルについて

はじめに

本マニュアルは、「倫理綱領・行動規範」および「コンプライアンス規則」を踏まえ、

三菱ＨＣキャピタルグループの役職員（役員、社員、派遣社員、その他一切の当社の業務に従事するすべての者をいいます。）の法令等遵守態勢を整備し、コンプライアンスを推進するため、基本的な考え方を取りまとめたものです。

「倫理綱領・行動規範」には、グループとして共有すべき基本的な価値観や倫理観、役職員の守るべき基本的な行動の基準が、また「コンプライアンス規則」には、当社のコンプライアンス態勢と組織上の役割と責務が定められています。

本マニュアルは、単に法令等を遵守するという観点だけではなく、倫理綱領・行動規範に定められた価値観や倫理観、そしてそれをふまえて遵守すべき行動基準を定めた、いわば「手引書」です。皆さんが、業務を遂行していく際には、この「手引書」の基本的な考え方を常に意識し、行動していくように努めなければなりません。

さらに、この手引書に示された考え方や行動基準も時代の変化や法令、社内規程等の変更により、常に変化していく点にも留意して対処していく必要があります。

コンプライアンス・マニュアルの構成

本マニュアルは、まず、「倫理綱領・行動規範」、「コンプライアンス規則」に基づくコンプライアンス体制について、その内容を確認しています。

次に、不正行為の未然防止および自浄・改善を図るために、また、業務上の問題で悩んだり、万が一、不正行為を見つけたりした場合に通報・相談ができる内部通報制度について説明しています。

そして、具体的な項目について、各ステークホルダー（お客さま、株主・投資家、社員、社会全般）の信頼に応えるためにどう行動するかを記載しています。

コンプライアンス・マニュアルの使い方

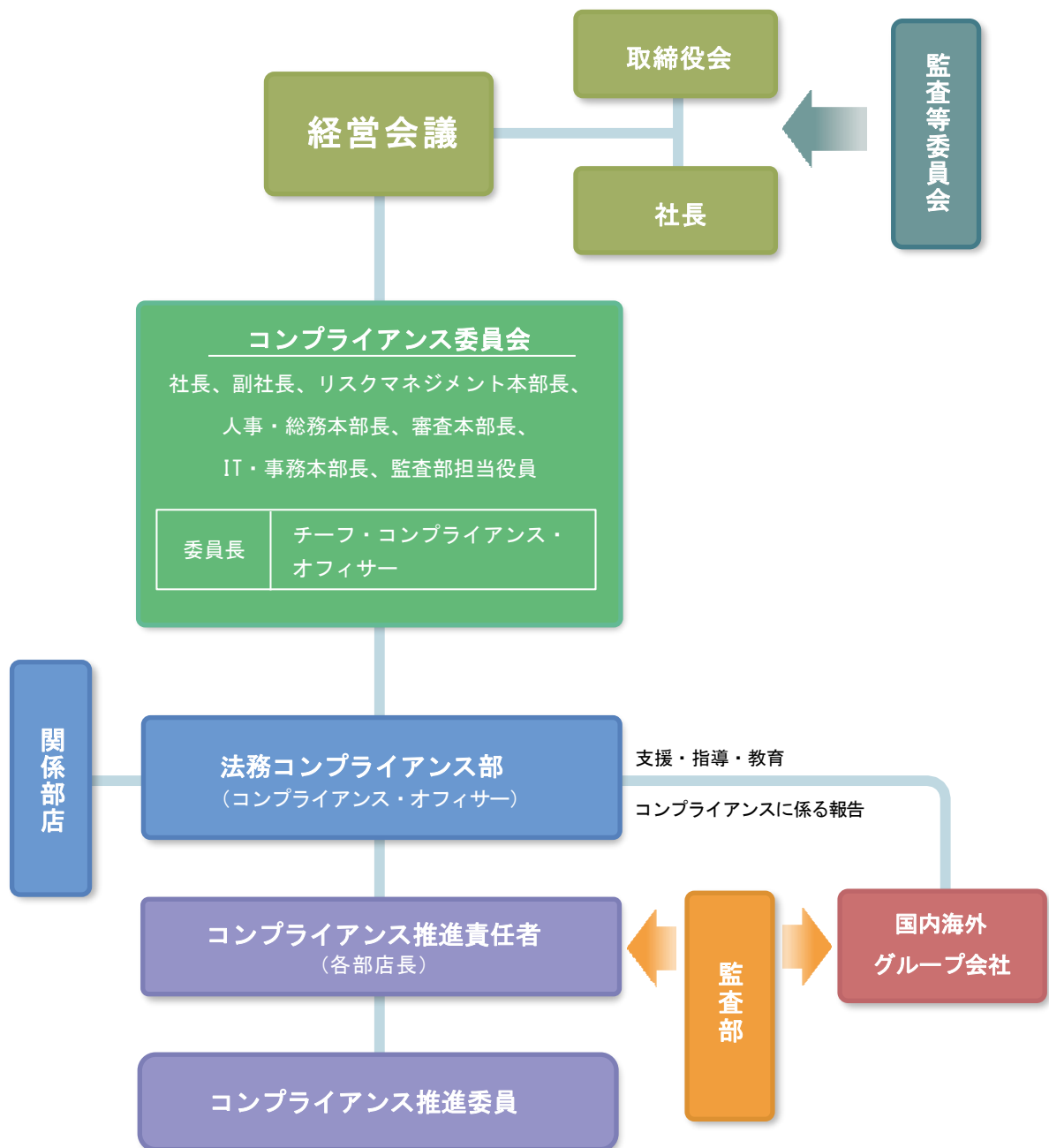
コンプライアンスは頭で理解しただけでは十分とは言えず、「実践」が重要です。私たち一人ひとりが常に社会的責任への真摯な取り組みを自覚し、また、“Open & Fair”（公明正大）の精神に基づき、コンプライアンスを実践していくことが求められます。

もちろん、コンプライアンスを実践するためには、少なくとも、自分の担当業務に関する法令・社内規程その他のルール等を十分に知っているのが当然です。決して「知らなかった」ではすまされません。コンプライアンスは自己責任・自助努力に基づく「実践」なのです。

役職員は、本マニュアルを身近な所において、自らの業務を行う上でまさに手引書として活用し、また、各職場においては、コンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進委員会を中心に、部店内勉強会を開催するなど、本マニュアルの内容の再確認、周知徹底を図るようにしてください。



コンプライアンス体制図



三菱ＨＣキャピタルグループ 倫理綱領・行動規範

はじめに

企業は、高い公共性と社会的責任を有しており、三菱ＨＣキャピタルグループも積極的にその責務を果たしていく義務を負っています。私たちは、まずその存立の礎として、お客さまや社会から寄せられる信頼や信用がかけがえのない財産であることを改めて認識し、さらに高度な使命感・倫理観に立脚した企業活動を実践していかなければなりません。

このような見地から、三菱ＨＣキャピタルグループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくために「三菱ＨＣキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を制定しました。

この倫理綱領・行動規範は、経営トップが率先垂範するのはもちろん、三菱ＨＣキャピタルグループ各社の業務に従事する全員が遵守していかななくてはならないものです。

倫理や法令遵守というと、役員・社員の中にはややもすると業務に一生懸命になるあまり、つい失念する向きもあるかもしれません。しかし、高い倫理観を持たない会社に誇りを持つことはできませんし、そのような会社に未来はありません。そもそも、企業が法令やルールを無視したり、倫理に反して利益を追求することなど許されず、コンプライアンス態勢が確立していない企業は市場からの退場を余儀なくされます。

このような環境の中で、お客さまや社会から寄せられる信頼や信用はかけがえのない財産であることを改めて認識し、これをより大事にしていくために、三菱ＨＣキャピタルグループ各社においては、この倫理綱領・行動規範に基づいて、各社の業態に応じたコンプライアンス・マニュアルを制定し、役員・社員一人ひとりがその行動基準に従ってコンプライアンスを実践していかなければなりません。私たちの一つひとつの努力の積み重ねが、三菱ＨＣキャピタルグループに対する揺るぎない信頼と信用を築き上げていくのです。

私たち一人ひとりがこの規程の意味を十分に理解し、この規程を守り、そして三菱ＨＣキャピタルグループが内外の信頼を一層高めつつ、社会に誇れる貢献ができるよう、日々努力を重ねて行こうではありませんか。

倫理綱領

三菱ＨＣキャピタルグループの倫理綱領は、グループとして共有すべき基本的な価値観や倫理観を定め、グループの役職員等の基本的な指針とするものです。三菱ＨＣキャピタルグループの役職員等はこの倫理綱領を遵守します。

行動規範

三菱ＨＣキャピタルグループの役職員等は、企業の社会的責任のみならず役職員等の一人ひとりが社会に対して果たしていくべき自らの責任を自覚し、高度な倫理観とコンプライアンス意識を持って以下の行動規範を遵守し、日々のあらゆる活動において誠実に行動します。

〔経営陣のコミットメント〕

三菱ＨＣキャピタルグループの役員は、率先して本行動規範に則り、企業倫理と法令遵守に基づいた事業運営を行い、健全な経済及び社会の発展に寄与するべく、社会や人々の信頼・期待に応える企業の体制を構築し、本行動規範に反する事態の発生の未然防止に努め、また事態発生時には速やかな是正措置と再発防止に取り組むとともに、三菱ＨＣキャピタルグループの職員等に対し本行動規範の遵守を徹底します。



1. 信頼の確立

倫理綱領

グループの社会的責任と公共的使命の重みを十分認識し、情報管理を徹底するとともに、企業情報の適時適切な開示を含め、健全かつ適切な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

行動規範

(1) 高い倫理観に基づく誠実な執務

公明正大で透明性の高い企業活動を行うため、高い倫理観に基づき担当職務を誠実に遂行します。虚偽の報告を行うなど、事実を歪めたり隠したりしません。

(2) 守秘義務・情報管理の徹底

業務を通じて知ったお客さまの情報については、正当な理由やご本人の同意なく他に開示しません。お客さまの情報は、厳格に取扱います。会社の情報資産についても、社内規則を厳格に遵守します。

(3) 適正な会計処理と情報開示

会社の帳簿に不正確な処理や虚偽・誤解を招くような記入はしません。企業情報の開示は、事実に基づき誠実に履行します。

2. お客さま本位の徹底

倫理綱領

常にお客さま本位で考え、十分なコミュニケーションを通じて、お客さまのニーズに最も適合する商品やサービスを提供し、お客さまの満足と支持をいただけるよう努めます。

行動規範

(1) 誠実で節度ある対応

お客さまに接する際には、親切・丁寧・誠実な対応に努めます。お客さまの利益が損なわれることがないよう、お客さま本位の姿勢を貫きます。また、社会常識から判断して過度な接待・贈答は行いません。

(2) 適合性原則の遵守と説明義務の徹底

お客さまのニーズや経験に応じて適切と考えられる商品・サービスを提供します。お客さまのメリット・デメリット・リスクなどを十分に説明し、ご納得いただいた上で取引します。

(3) 意思確認の徹底

お客さまと契約を締結する際には、契約内容をよく理解されているか、ご本人の意思に基づいた契約であるかを確認します。

(4) ステークホルダーへの責任ある対応

お客さまのみならず多様なステークホルダーに対しても、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、対話を含めたさまざまなコミュニケーション活動を通じて、責任ある対応を行います。



3. 法令等の厳格な遵守

倫理綱領

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない、公正かつ誠実な企業活動を遂行するとともに、グローバルに展開する企業グループとして国際的に通用する基準も尊重します。

行動規範

(1) 法令等の遵守

グローバルに展開する企業グループとして国内・海外を問わず法令やルールを厳格に遵守の上、公正で誠実な企業活動を遂行するとともに、グループにおける高い倫理の維持と法令やルールを守る企業風土の維持、一層の向上を目指します。

(2) 不公正な取引の禁止

- ①お客さまに対する優越的な地位を利用して取引を勧誘しません。自社やグループ会社の利益のためにお客さまの利益を損なうことのないよう行動します。
- ②職務上知り得た情報をもとに自己の利益を図る行為をしません。特に、グループ会社やお取引先の株価に影響を与えるような未公表の重要事実をもとに株式等の売買を行いません。重要事実に該当する情報を入手した場合は、情報の取扱いには細心の注意を払います。
- ③自社の利益のためにグループ内の他社の利益を損なうことのないよう行動します。お客さまの非公開情報を取扱う場合や親子会社間で取引する場合などにおいては、禁止された行為でないか細心の注意を払います。
- ④公正で自由な競争を守るため、国内外の競争法をはじめとする取引に関する基本ルールを遵守し、法と正しい企業倫理に基づいた行動に徹します。
- ⑤贈賄行為や汚職行為は決して許さず、一切関与しません。そうした行為の温床となる社会通念上妥当な範囲を超えた贈物・接待の授受を行いません。また、政治・行政とは健全な関係を構築し、透明性を維持します。

(3) 安全保障のために

国際的な平和及び安全の維持のため、我が国及び国際社会の安全を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に資金が渡ることを防ぎ、武器や軍事転用可能な貨物・技術が渡ることを防止するよう、国際社会と協調して輸出等の管理を行うとともに、それらの勢力と決別します。

(4) 知的財産権の尊重

創作された自社の知的財産権（特許権、商標権、著作権等）の適切な保護に努めるとともに、第三者の知的財産権を尊重します。またブランドを重要な経営資源と認識し、三菱H Cキャピタルグループブランドの価値を守り、高める行動を取ります。

(5) 公私混同の禁止

利害関係にとらわれず、常に公平・公正な立場からの価値判断を行うように努めます。公私のけじめをつけ、会社資産の私的流用はしません。



4. 人権および環境の尊重

倫理綱領

お互いの人格や個性を尊重するとともに、人類共通の資産である地球環境の保護を重視して、社会との調和を図ります。

行動規範

(1) 人権の尊重

人間性尊重という基本精神に立ち、性別、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどによる差別や人権侵害を行いません。

(2) 働きやすい職場環境の醸成

柔軟な働き方の実現や多様な価値観を尊重し、個々の能力を最大限に発揮できる職場環境・制度の整備を進めると共に、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどは人間としての尊厳を傷つける行為であることを銘記し、これらを職場から排除します。

(3) 人権のグローバル課題への理解と実践

人権に関わる国際基準を踏まえるとともに、事業活動に関わるあらゆる人々の権利を尊重、侵害しないようにし、理解しあえる関係作りに努めます。

(4) 環境への配慮

地球環境の保護を重視し、社会との調和を図ります。

5. 反社会的勢力の排除／マネー・ロンダリングの防止

倫理綱領

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応します。

適用される全てのマネー・ローンダリングの防止に係る法規制を遵守し、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」）防止に努めます。

行動規範

(1) 反社会的勢力の排除

暴力団や総会屋などの反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応します。

(2) マネーローンダリングの防止

金融機関を通じて取引される資金が、各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意します。必要な本人確認を徹底し、各種犯罪性が疑われる取引を発見した場合は見過ごすことなく適切に対応するなど、マネー・ローンダリングの防止に努めます。



会社を守り、あなたを守る5つのポイント ～迷った時のアドバイス～

倫理綱領・行動規範は十分に理解していても、実際にはどう対応すれば良いか判断に迷うような微妙なケースが出てくることもあるでしょう。そのような時のアドバイスとして「5つのポイント」をまとめてみましたので参考にしてください。



POINT 1

自問自答してみよう

判断に困ったら、自分自身に次のような問い掛けをしてみましょう。もし、「NO」という答えが1つでもあるのなら、それは「やってはならないこと」なのです。

- ①私の行為は、公正で家族や友人に胸を張って言えるものか？
- ②私の行為は、法令や社内ルールに則ったものか？
- ③私の行為は、他人から見ても当然な行為と思われるか？
- ④私の行為は、「会社のため」などの言い訳で自分の良心をごまかすものではないか？
- ⑤私の行為は、三菱H Cキャピタルグループの社会的評価を損うものではないか？



POINT 2

言い訳していないか？

次のような言い訳をしてしまう場合は、倫理綱領・行動規範に反する行為である可能性が高いので、即座に自分自身の行動を見直す必要があります。

- ①誰も傷つかないから良いだろう。
- ②皆がそうしている、それがまさに仕事のやり方というものだ。
- ③実際は裏で何が行われているか、誰もが知っている。
- ④そうするより他に方法がない。それが会社のためなのだ。
- ⑤これについて注意を払う人はいないので、露見する心配はない。



POINT 3

「みんなで渡れば……」が一番コワイ

一人だけ法令やルールを破るのには抵抗がありますが、みんなで破れば何となく行為自体が正当化されるのではないかという錯覚に陥りがちです。「同業他社もやっている」「みんなそうだ」「どうして自分（自社）だけが…」という考えは捨てなければなりません。



POINT 4

真実を話す勇気を持とう

人間には、失敗や判断の誤りがつきものです。大切なことは、間違いに気付いた時、いかに早く改めるかです。誰もが気付いていない自分の過ちを自ら白日の下に晒すことは大変な勇気が要りますが、この場面で真実を話せるかどうかは人生の分かれ目です。



POINT 5

会社のために……

不祥事が起きた場合に、「会社のために思ってやった」というコメントをよく耳にしますが、「会社のために良かれと思ってやったのに、結果的に会社に深い傷を与えてしまった」例は少なくありません。『会社のため』を思うのであれば、不正行為や法令・ルール違反に走らずに勇気を持って真実を話し、正しい方策を考えなければなりません。

内部通報制度（コンプライアンス相談室、ハラスメント相談オフィス）

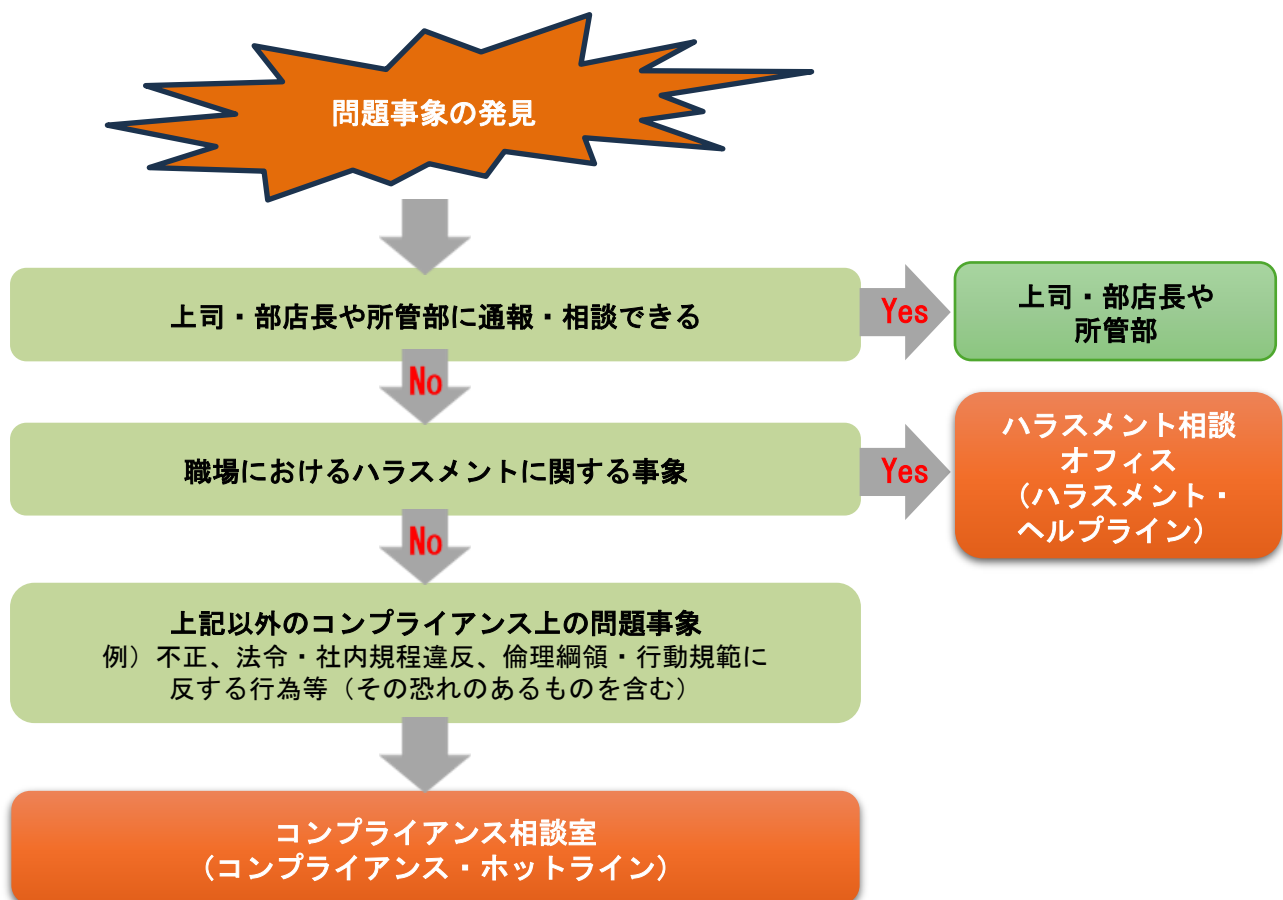
コンプライアンス・ハラスメントに関し、困ったとき、迷ったとき、あるいは何らかの疑問を持ったようなときは、必ず通報・相談しなければなりません。当社は、三菱HCキャピタルグループで働く皆さんが相談できる窓口として、コンプライアンス相談室・ハラスメント相談オフィスを設けています。



窓口利用にあたってのお約束事項

会社は、通報者・相談者の保護のため、次の事項をお約束します。

- 通報・相談内容等は、内部通報・ハラスメント相談の担当者のみ限定して、厳格に管理します。
- 通報・相談を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行うことを禁止しています。
- 組織の不正に関する通報等であっても、不当な処遇・差別は行いません（但し、「不適切な通報」を行った場合は、この限りではありません）。



コンプライアンス・ホットライン (公益通報窓口)

【受付対象】

役員・社員等の「法令違反」「社内規程違反」「倫理綱領違反」もしくは、そのおそれがある行為に関する事象

【例えば…】

- ・横領、不正経理、書類の偽造・改ざん等の疑いがある
- ・インサイダー取引や不正な情報漏洩の疑いがある
- ・所定の社内報告がされていない法令等違反の疑いがある

ハラスメント・ヘルプライン

【受付対象】

職場におけるハラスメントに関する事象

【例えば…】

- ・上司から毎日のように人格を否定する発言を受けている
- ・同僚から性的な発言や不快な視線を感じる
- ・育児休業から復帰後、明らかに業務を外された

注意事項

- 「不適切な通報」等は、就業規則上の懲戒処分の対象となる可能性もありますので厳に謹んでください。

＜「不適切な通報」の例＞

- ・法令等違反行為やハラスメント行為の事実がないことを知りながら故意に虚偽の通報・相談をする
- ・他人になりすまして虚偽の通報・相談をすること
- ・他人を誹謗中傷する目的の通報・相談をする
- ・根拠のない噂や憶測により他人を貶める内容の通報・相談をする
- ・その他不正の目的の通報・相談をする

- 匿名での通報・相談も可能ですが、お約束事項に記載した通報者・相談者の保護が難しくなるため、顕名での通報・相談を推奨します。

コンプライアンス・マニュアル



I お客さまの信頼に 応えるために

私たちは、法令等を遵守し、全てのお客さまと**フェアで公正**なお取引を行います。

- ① 守秘義務（お客さま情報・内部情報）
- ② 説明義務（適合性の原則）
- ③ 誠実な態度
- ④ 公平で公正な取引
- ⑤ 過剰な接待・贈答の禁止

1 守秘義務（お客さま情報・内部情報）

三菱ＨＣキャピタルグループで業務に就く者は、お客さまとの取引を通じて知り得た情報を、本人の同意がある場合・法令に基づく場合等の正当な理由なく、他に開示してはいけません。また、在職中・退職後を問わず、当社の秘密事項、その他公表していない情報を開示してはなりません。

POINT

- ① お客さま情報については、外部への漏洩等が起きないように管理を徹底し、その取扱には関連規則、マニュアル等に従い細心の注意を払わなければなりません。
- ② お客さま情報を利用する場合には、文書（同意書など）によりお客さまの同意があることを確認しなければなりません。
- ③ 日常の業務においてお客さまから知り得た、取引内容、企業の財務・財産上の情報、従業員の個人情報等の非公開の情報については法的保護の対象になり、情報が漏洩した場合、当社が守秘義務違反に問われ、損害賠償責任を追及される場合もあります。
- ④ 故意による漏洩だけでなく、過失による情報漏洩も損害賠償の対象となります。

2 説明義務（適合性の原則）

三菱ＨＣキャピタルグループでは、様々な商品・サービスを扱っています。取引を行う際には、お客さまのニーズや経験に応じた適切な商品・サービスを提供することに努め、メリットだけではなくリスク等についても十分な説明を行い、お客さまの納得を得なければなりません。

POINT

- ① お客さまには、お客さまの知識・経験・経営状況・当該商品・サービスの利用目的等に照らして適切な商品・サービスを提供しなければなりません。
- ② 商品・サービスのメリットだけではなく、リスクや注意していただかなければならない点についても十分な説明を行い、お客さまの納得を得て取引を行うことが必要です。

3 誠実な態度

お客さまに対しては、常に誠実・丁寧であることに努め、苦情等についても真摯な態度で臨まなければなりません。

POINT

- ①お客さまへの対応は、常に誠実かつ丁寧なものでなければなりません。
- ②特に、取引の謝絶に際しては、より一層の誠実・丁寧さを心がける必要があります。対応を誤れば大きなトラブルや訴訟に発展する可能性もあるため、不用意な言動・安請け合いは厳に慎み、上司とも相談しながら、早めに誠意を持って対応しなければなりません。
- ③お客さまからの苦情やトラブルに対しては、誠意ある対応を心掛け、迅速に上司などへ報告しなければなりません。

4 公平で公正な取引

お客さまとの取引等は、常に公平で公正であることに努め、透明性の高い事業活動を実現しなければなりません。

POINT

- ①お客さまとの取引は、妥当な取引条件や合理的な価格等に基づくものでなくてはなりません。
- ②自己の立場を利用して、例え婉曲的であっても、お客さま等に対して金品や接待を求めてはなりません。

5 過剰な接待・贈答の禁止

一般的な社会通念の範囲を超えて、接待・贈答を行ったり、または受けたりしてはなりません。また、特に公務員・みなし公務員との間では、健全な関係を維持するように一層の注意を払わなければなりません。

POINT

- ①「接待・贈答」は、
 - (a) 業務運営または取引推進のために有効かつ必要であること
 - (b) 華美・高額・頻繁でない等、一般社会通念の範囲内であること
 - (c) 社会の疑惑や不信を招く懸念がないことの3原則をすべて満たすものでなければ、これを行っても、受けてもなりません。
- ②特に、公務員等に対しては、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程・その他諸官庁等の定める規程に抵触することのないよう、一層の注意が必要です。



Ⅱ 株主・投資家の 信頼に応えるために

私たちは、株主・投資家に対しては、**事業**を安全かつ効率的に行う責任、またその事業内容を正しく**説明**する責任を負っています。

- ①適切な情報開示（ディスクロージャー）
- ②適正な会計処理・報告
- ③内部監査の重視・協力
- ④利益供与の禁止

1 適切な情報開示（ディスクロージャー）

私たちは財務状況、経営状況及び企業活動全般について、積極的かつ正確で適時・適切な情報開示の実現に努めなければなりません。

POINT

私たちは、株主に対し、事業内容の詳細など投資判断に係る重要な情報を正確に伝えなければなりません。また、それらの情報については、株主が理解できるような形で公表する必要があります。

2 適正な会計処理・報告

企業活動に関するあらゆる情報は、法令・ルールにしたがって正しく記録し、正確に会計帳簿を作成し、当社の財政状態・経営成績について真実に基づいた報告をしなければなりません。

POINT

会計業務は、関係諸法令・経理規程等に従い、妥当と認められる基準に基づいて遂行しなければなりません。また、当社の財政状態及び経営成績等につき真実を開示し、粉飾等があってはなりません。

3 内部監査の重視・協力

株主から直接選ばれる監査等委員は、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会から評価される良質なガバナンス体制を確立する責務を負っています。社長をはじめとする業務執行側と監査等委員会とは、立場は違っても、乗っている船は同じ(on the same boat)で、会社の健全な発展を目指すという究極の目的は共通です。一人ひとりが監査等委員会監査に積極的に協力しましょう。

POINT

- ①監査等委員会は、業務執行取締役の職務執行について監査を行います。
- ②監査等委員会の選定する監査等委員は、会社法の規定により、何時でも役員や従業員の業務に関する報告を求める等の調査を行うことができます。
- ③現場に立脚した監査が大切であり、早く問題に気付いて、一刻も早く対処することが最も重要です。
- ④監査等委員会の監査は、内部統制システムを活用した組織監査を基本としており、内部監査部署等との連携が極めて重要となります。監査等委員会及び監査部に対し、積極的に協力しましょう。

4 利益供与の禁止

誰に対しても、株主の権利行使に関し、当社の経費等を用いて財産上の利益を供与することがあってはなりません。

POINT

- ①特定の株主に対して、無償で財産上の利益を与えた場合、または有償であるが当社の受けた利益が与えた利益より著しく少ない場合、その行為は株主の権利行使に関しての利益供与と推定されます。この推定には、株主の権利が現実に行使されること、あるいは相手方に「株主の権利行使に関しての利益供与を受けた」との認識があることを要しません。
- ②総会屋については、利益供与の禁止は言うに及ばず、一切の関係を遮断しなければなりません。



Ⅲ 社員の信頼に 応えるために

風通しのよい企業風土は、コンプライアンスを実践し、定着させるためには大前提となるものです。

そのためには、役職員が**お互いに尊重**し合い、他人の声に常に耳を傾けていかなければなりません。

また、そういった企業風土を醸成するために会社も真摯に取り組んでいく責務があるのです。

① 人権の尊重・差別の禁止

② ハラスメントの排除

③ プライバシーの保護

④ 内部ルールの遵守

⑤ 利益相反行為等の禁止・情実取引の排除

⑥ 情報管理の徹底

⑦ 労働安全衛生の確保

1 人権の尊重・差別の禁止

基本的人権を尊重し、性別、性的指向、性自認、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどを理由とした差別や人権侵害は行ってはなりません。

POINT

私たちは、事業活動に関わるあらゆる人々がお互いに気持ち良く働けるよう、性別、性的指向、性自認、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどを理由とした差別は、いかなることがあっても行ってはなりません。お互いが尊重し合える、豊かな企業風土の醸成に努めなければなりません。

2 ハラスメントの排除

一人ひとりがお互いをパートナーとして尊重し合い、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、SOGIハラスメント、パワーハラスメント等を職場から排除しなければなりません。

POINT

- ①「人が嫌がることはしない。言わない。」というエチケットのイロハを守り、他人に思いやりのない自分本位の行動は慎まなければなりません。人により嫌悪感を抱く程度は異なるため、「ある人が許容した言動であっても、別の人は嫌悪感を持つかもしれない。」ということに留意しなければなりません。
- ②ハラスメントの防止には、個人のモラルの向上だけでなく、そのようなことが起こらない職場環境を作っていくことも大切です。そのためには、その職場で働く一人ひとりが常に気配り・目配りを怠らないようにしなければなりません。
- ③部店内で解決ができない場合や、上司への通報・相談ができないような場合には、ホットライン制度を利用して通報・相談してください。

3 プライバシーの保護

職場や業務を通じて知り得た社員個人の情報は、これを厳正に管理し、本来の目的以外には使用してはなりません。

POINT

裁判所の命令等の正当な理由がない限り、本人の承諾なくこれを外部へ開示してはいけません。

4 内部ルールへの遵守

社内規程をはじめとして内部ルールを遵守し、職場秩序の維持に努めなければなりません。また、事故・不祥事等が発生した場合はルールに則り報告しなければなりません。

POINT

- ①社内処理について疑義がある場合には、上司や所管部の指示を仰ぎ、独断で処理してはなりません。また、自己が処理したものを自ら検閲・再鑑してはなりません。
- ②事務事故・不祥事件が発生した場合は、社内規程等に則り、迅速かつ正確に部店長及び所管部へ報告しなければなりません。

5 利益相反行為等の禁止・情実取引の排除

業務を通じて、自己の利益を図る行為や当社の利益に反する行為をしてはなりません。

POINT

- ①取引先から何らかの便益供与を受け、見返りに融資条件を優遇したり、手数料を減免する等の行為をしてはなりません。自らの判断に疑いを抱かれるおそれがあると考える時は、事情を上司等に説明のうえ、社内規程等がある場合はそれに従い、規程等がない場合は第三者の判断を仰ぎ、その結果を記録に残す等、後日疑いを招かないよう対策を講じることが大切です。
- ②自己または第三者の利益を図りまたは当社を害する目的で、その任務に反して当社に財産上の損害を与えた場合には、刑法上の背任罪が成立することもあります。そのような行為は決して行ってはなりません。
- ③縁故者や友人、その他なんらかの個人的な利害関係のある顧客と契約を締結する場合は、上司に報告し適切な指示を受けなければなりません。

6 情報管理の徹底

機密情報をはじめとして情報管理には、細心の注意を払わなければなりません。

POINT

- ① 社内の機密情報は厳重に管理し、外部への漏洩を防止しなければなりません。また、退職後であっても、在職中に知り得た機密情報は他者に漏らしてはなりません。
- ② パソコンやかばん等の紛失による情報漏洩、FAXや電子メールの誤送信による情報漏洩等を発生させないよう社内規程等を厳密に遵守しなければなりません。
- ③ 裁判所・捜査関係者・税務署など当局からの照会には原則応じる必要がありますが、提出する資料や提供する情報の範囲などは関係部署で協議して対応しなければなりません。

7 労働安全衛生の確保

業務の安全・衛生に関する法令、社内規程等を遵守し、安全で衛生的な職場環境を確保しなければなりません。

POINT

- ① 就業中の事故等を未然に防止するためには、職場環境が常に安全かつ衛生的であることが必要です。
- ② 特に交通事故は、本人だけでなく相手方にも大きな損害を与えるおそれがあり、最も未然防止に努めなければなりません。
- ③ これらの事故を未然に防ぐためには、長時間労働など過剰労働がないかどうか、メンタルヘルスケアは充分であったかを常に点検することが重要です。



IV 社会の信頼に 応えるために

私たちは、お客さま、株主・投資家、社員の信頼に応えるだけでなく、**社会**の信頼に応えることも重要な責務です。

- ① インサイダー取引規制の遵守
- ② 反社会的勢力の排除
- ③ 個人情報の保護
- ④ 貸金業法・割賦販売法の遵守
- ⑤ 金融商品取引法の遵守
- ⑥ 犯罪収益移転防止法の遵守
- ⑦ 関連法令の遵守
- ⑧ 環境への配慮

1 インサイダー取引規制の遵守

金融商品取引法及び関係法令・社内規程等を厳密に遵守し、インサイダー取引規制に抵触するような行為は一切行ってはなりません。

POINT

- ① 当社（及びグループ会社）に関する未公表の重要事実、また当社の取引先等に関する未公表の重要事実を知ったときは、それぞれ所定の手続きにより所管部宛てに届出を行い、厳重に秘密保持に努めなければなりません。
- ② 当社の株券等の売買を行う場合には、事前に所管部宛てに申請を行い、許可を得なければなりません。
- ③ 会社として取引先の株券等を売買する場合や、担保取得している上場会社の株券等を処分する場合にもインサイダー取引規制が適用されるので注意しなければなりません。

2 反社会的勢力の排除

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引関係を含めて、一切の関係を遮断しなければなりません。

POINT

- ①反社会的勢力との取引は、取引の種類にかかわらずすべて排除することを原則としており、取引を回避するために定められた手続きを確実に行わなければなりません。
- ②反社会的勢力から不当な要求があった場合には、おそれず、断固として拒否しなければなりません。そのためには、担当者個人が対応するのではなく、組織で対応することが必要です。
- ③反社会的勢力の訪問を受けた場合には、必ず相手より多い人数で対応し、要求内容の程度によっては、所管部署へ連絡し、警察・弁護士等の専門家の支援を仰ぐことも必要です。

3 個人情報の保護

個人情報を適切に取扱うことが当社の社会的責務であると認識し、個人情報の保護に万全を尽くさなければなりません。

POINT

- ①個人情報取扱事業者として、個人情報の取得・利用などは個人情報の保護に関する法律や関係法令・社内規程・マニュアル等に則って厳密かつ適正に取扱い、取得した個人情報は漏洩や不正アクセスなどが起こらないよう厳重に管理しなければなりません。
- ②個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、委託先が個人情報を適正に管理するよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ③個人情報の利用停止・開示等の請求があった場合や、苦情などの申し出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

4 貸金業法・割賦販売法の遵守

貸金業法・割賦販売法の登録事業者として、貸金業法及び割賦販売法、その他の関係法令、社内規程等を厳格に遵守して、健全かつ適切な業務運営を行い、お客様の利益の保護に努めなければなりません。

POINT

- ①コンプライアンスを重視した業務運営のため、貸金業法及び割賦販売法他関連法令等の知識の習得に努めるとともに、自部店の業務運営が適切に行われているかを、定期的に確認しなければなりません。
- ②お客さまからの苦情・紛争等の問い合わせには、金融ADR制度等で定められた措置・対応を含め、迅速かつ適切に対応し、お客さまの理解を得るよう努めなければなりません。

5 金融商品取引法の遵守

第二種金融商品取引業者として金融商品取引業務を行うにあたっては、金融商品取引法その他の関係法令・社内規程等を厳格に遵守して健全かつ適切な業務運営を行い、金融商品市場の公平性を図り、かつお客さまからの信頼を確保しなければなりません。

POINT

- ①当社において金融商品取引法の適用を受ける取扱商品は、「日本版オペレーティングリース（JOL）」です。この商品の取扱いは、金融商品取引法、社内のマニュアル等に則って適正に対応しなければなりません。
- ②金融商品販売業者が金融商品を販売する際には、金融商品販売法において、その商品がもっているリスク（元本割れリスクや信用リスクなど）の説明義務が課されています。また、それらの説明は、お客さまの知識・経験・財産の状況・投資の目的に照らして、お客さまに理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければなりません。（適合性の原則）
- ③お客さまからの苦情・紛争等の問い合わせには、金融ADR制度で定められた措置・対応を含め、迅速かつ適切に対応し、お客さまの理解を得るよう努めなければなりません。

6 犯罪収益移転防止法の遵守

当社の取引をマネーロンダリング等に利用されないよう、取引時確認手続、疑わしい取引の届出を確実に行わなければなりません。

POINT

- ① マネーロンダリングとは、犯罪行為で得た資金を、正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせる、金融商品や不動産・宝石等に形態を変えるなどの方法で、その出所を隠す行為のことをいいます。
- ② マネーロンダリングを防止するために犯罪収益移転防止法が制定され、ファイナンスリース、日本版オペレーティングリース（JOL）、融資・手形のファクタリング、宅地建物の売買及び仲介においては、この法律に基づいて取引時確認手続を行うことが義務付けられました。
- ③ これらの取引において收受した財産（返済金等）が犯罪収益によるものであるとの疑いがある場合などは、当局へ疑わしい取引の届出を行わなければなりません。

7 関連法令の遵守

(1) 独占禁止法の遵守

常に公明正大・フェアであることを心掛け、不公正な取引を行ってはなりません。

POINT

- ① 他社と相談して取引条件を合わせたり、プライスリーダーを決めて他社はその条件に追随するとのルールを定めたりしてはなりません。
- ② 入札や業界団体の会合などにおいて、料率など取引条件についての情報交換や取決めが行われるような場合には、明確にそのような行為に参加しないことを表明し、離席するなどの対応を行い、参加してはなりません。
- ③ 取引関係における「強い立場」を利用して正常な取引の範囲を逸脱した「強引な売り込み」や「取引条件の強要」を行うことは、優越的な地位の濫用にあたるものであり、決して行ってはなりません。

(2) 下請法の遵守

下請取引においては、下請事業者との取引を公正なものとし、下請事業者の利益が保護されるよう努めなければなりません。

POINT

下請法の適用対象となる取引は、「製造委託」・「修理委託」・「情報成果物作成委託」・「役務提供委託」であり、当社グループが行う取引においてこれらに該当する場合には、下請法に基づき、必要事項をすべて記載した発注書面の交付などの義務を果たさなければなりません。

(3) 不正競争防止法の遵守

営業秘密の不正取得・使用、競争相手の信用を害する行為などにより、公正な競争を阻害するようなことがあってはなりません。

POINT

- ① 不正な手段により、他人の営業秘密（秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないもの）を取得、使用、開示してはなりません。
- ② 虚偽の事実を告知・流布するなどして、競争関係にある他人の信用を害するような行為を行ってはなりません。

(4) 安全保障貿易管理の徹底

外為法その他の関係規制等を遵守し、適切な輸出管理を行い、国際的な平和と安全の維持に努めなければなりません。また、現地法令にも十分留意することが必要です。

POINT

- ① 安全保障貿易管理とは、国際的な平和と安全の観点から、武器そのものに限らず汎用の貨物・技術について、大量破壊兵器の開発やテロリストが懸念活動を行うおそれのある貿易を規制・管理するものです。
- ② 規制対象となる貨物・技術は、工作機械・半導体製造装置・コンピューター・医療機械など幅広いもので、対象の貨物・技術によって、リスト規制・キャッチオール規制に従って厳密に手続を行わなければなりません。

(5) 知的財産権関連法の遵守

著作権法をはじめとした知的財産権に関する法令を遵守し、他人の権利を侵害するような行為を行ってはいけません。

POINT

- ① 知的財産権を類別すると、著作権・著作隣接権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権などに分けられます。
- ② 新聞記事・イラスト・音楽・写真などの著作物は、著作権者等の利用許諾権限のある者に無断で複写・転載・要約・改変などを行ってはなりません。

(6) 税務関連法令の遵守

顧客との取引を含めた当社の企業活動において、法人税法をはじめとした税務関連法令等を遵守し、適正な税務申告を行います。

POINT

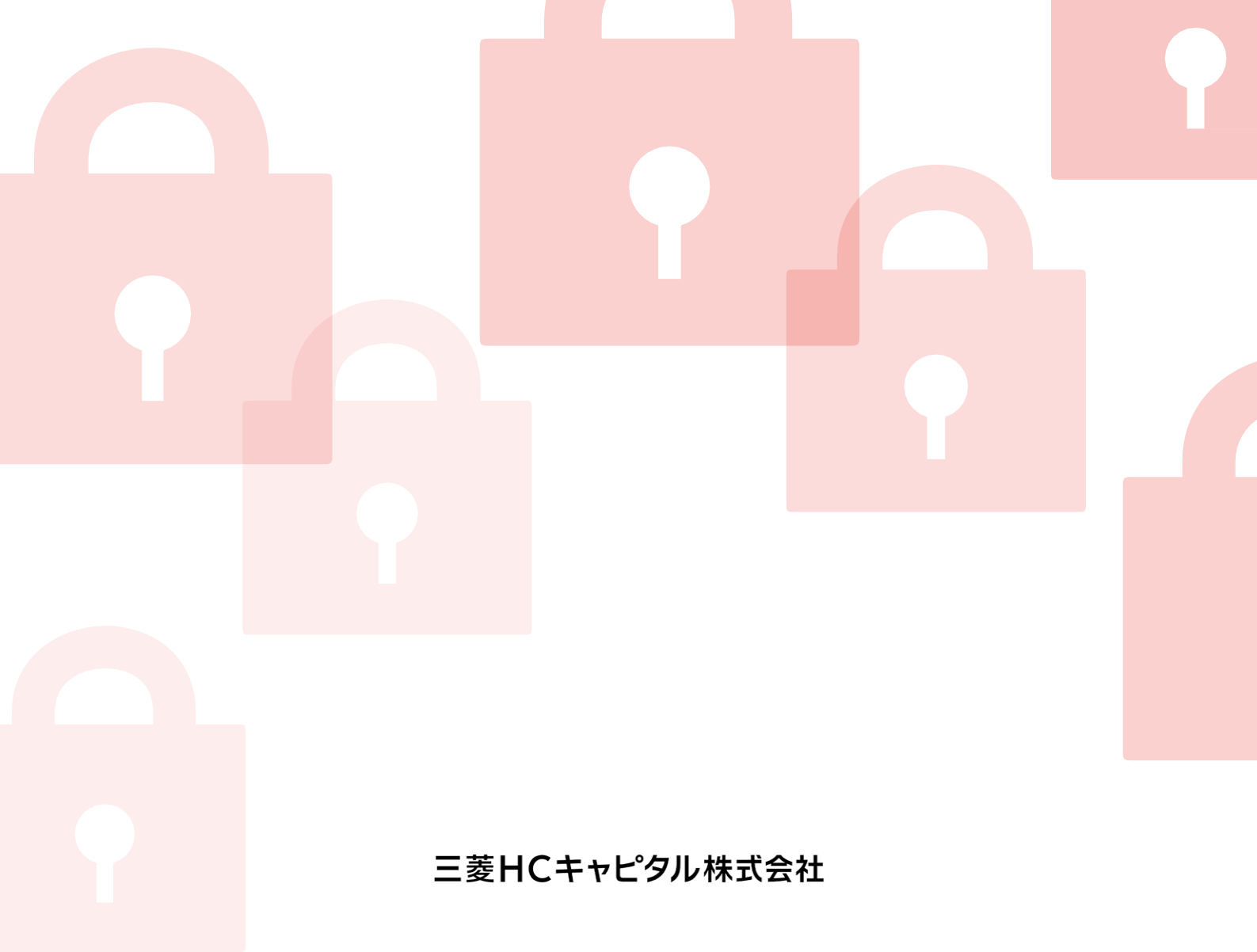
- ① 当社が行う取引に関する税務の取扱いについて適切な判断ができるように、所管部から報知される法人税法等関連法令の情報や指示に従い、不明な点は所管部や税理士に相談しなければなりません。
- ② 税務調査については、原則として任意・強制の区別なく協力することが必要となります。

8 環境への配慮

地球環境の保全は私たちにとって最重要課題であり、その実現に向けて最善を尽くさなければなりません。
また、リース物件の処分については、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等の法令を遵守し、適正に処理しなければなりません。

POINT

- ①環境の保全・保護には私たち一人ひとりの真摯な取組みの積み重ねが大切であり、定められた「環境方針」に沿って行動しなければなりません。
- ②産業廃棄物を委託により処理する場合には、マニフェストによる管理が必要です。
- ③許可を有しない産業廃棄物処理業者に処理を委託することは禁止されています。



三菱HCキャピタル株式会社